

# 令和元年 教育委員会

## 第8回 定例会 議事日程

令和元年5月14日（火）午後3時

### 第1 報 告

#### 【 子ども支援課 】

(1) 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（令和元年5月1日現在）

#### 【 児童・家庭支援センター 】

(1) 学童クラブ在籍状況（令和元年5月1日現在）

#### 【 学務課 】

(1) 学級編制（児童・生徒数／学級数 令和元年5月1日現在）

#### 【 指 導 課 】

(1) 令和2年度使用 教科用図書採択について

### 第2 その他

#### 【 子ども総務課 】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（5月20日号）掲載事項

#### 【 学務課 】

(1) 学校保健会総会の開催

## 幼稚園・保育園・こども園・認定こども園の在籍状況

幼稚園・こども園(幼児相当年齢部分)

令和元年5月1日現在

園名	学級数(定員数)				園児数			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
麴町幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	35	30	35	100
九段幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	30	35	34	99
番町幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	30	24	32	86
お茶の水幼稚園	1 (20)	1 (35)	1 (35)	3 (90)	16	22	16	54
千代田幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	25	25	25	75
					短時間 15	15	15	45
					長時間 10	10	10	30
昌平幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	15	22	21	58
					短時間 5	12	12	29
					長時間 10	10	9	29
いずみこども園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	27	34	30	91
					短時間 7	15	10	32
					長時間 20	19	20	59
ふじみこども園	2 (50)	2 (50)	2 (50)	6 (150)	41	50	50	141
					短時間 16	23	22	61
					長時間 25	27	28	80
合計	12 (260)	9 (275)	9 (275)	30 (810)	219	242	243	704
					短時間 154	176	176	506
					長時間 65	66	67	198

保育園・こども園・認定こども園(乳児相当年齢部分)

園名	定員							園児数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
麴町保育園	6	18	18	18	20	20	100	6	17	19	18	19	19	98
神田保育園	12	17	20	22	24	25	120	12	20	22	22	24	24	124
西神田保育園	12	15	18	18	18	18	99	12	18	20	19	20	18	107
四番町保育園	11	14	16	18	19	19	97	11	16	18	18	18	19	100
いずみこども園	9	12	15	(20)	(20)	(20)	36 (60)	9	15	18	(20)	(19)	(20)	42 (59)
ふじみこども園	12	20	23	(25)	(28)	(28)	55 (81)	12	23	25	(25)	(27)	(28)	60 (80)
アスク二番町保育園	12	16	18	18	18	18	100	12	18	19	18	18	18	103
ポピンズ一番町	9	12	13	14	16	16	80	9	12	13	11	14	14	73
ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70	8	10	12	13	13	13	69
グローバルキッズ飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138	18	24	24	24	21	21	132
あい保育園東神田	9	10	11	11	11	11	63	9	10	11	11	9	9	59
グローバルキッズ飯田橋こども園	15	17	18	29	29	29	137	15	17	18	25	26	22	123
				10	10	10	短時間 30				7	9	8	短時間 24
				19	19	19	長時間 107				18	17	14	長時間 99
クレアナーサリー市ヶ谷	9	12	12	15	15	15	78	9	12	12	14	15	13	75
神田淡路町保育園 大きなおうち	9	18	18	18	18	18	99	9	17	17	17	18	14	92
グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	60	5	10	11	8	9	11	54
二番町ちとせ保育園	12	14	14	20	20	20	100	12	19	20	19	13	5	88
千代田せいが保育園	6	7	8	10	10	10	51	6	7	9	11	9	1	43
ベネッセ内神田保育園	6	8	10	12	12	12	60	6	9	10	11	4	2	42
合計	182	254	279	261 (45)	268 (48)	269 (48)	1,513 (141)	180	274	298	252 (45)	241 (46)	215 (48)	1,460 (139)

※こども園の定員には、「要する枠」を含まない。

(いずみこども園:0歳児3名 1歳児3名 2歳児1名 ふじみこども園:0歳児3名 1歳児2名 2歳児1名)

※いずみこども園・ふじみこども園の3～5歳児は、長時間児のみ再掲

## 令和元年度 学童クラブ学年別在籍状況（令和元年5月1日現在）

（単位：人）

	西神田	神田	四番町	一番町	区営合計	いずみ学 童クラブ 1	いずみ学 童クラブ 2(拡充)	アフタースクール さくら	アフタースクール さくら2	アフタースクール こうじ町	アフタース クール 番町	アフタース クール 番町2	アフタース クール お茶の 水	九段小学 校 アフタースクール	富士見 わんぱく 1	富士見 わんぱく 2	二番町こ どもクラ ブ	ポピンズ アフター スクール 一番町	グローバル キッズ飯田 橋学童ク ラブ1	グローバル キッズ飯田 橋学童ク ラブ2	麴町こど もクラブ	キッズク ラブ神田	東神田ら る学童ク ラブ	民営合計	学年合計
1年生	14	25	6	5	50	13	13	19	14	30	14	11	9	34	25	13	12	11	13	13	4	9	5	262	312
2年生	18	19	14	4	55	11	12	18	14	18	9	11	5	24	25	13	16	8	10	11	4	3	2	214	269
3年生	12	14	16	11	53	9	11	11	11	10	15	12	8	4	10	11	13	16	7	7	4	2	1	162	215
1～3年生合計	44	58	36	20	158	33	36	48	39	58	38	34	22	62	60	37	41	35	30	31	12	14	8	638	796
4年生	7	9	8	12	36	0	16	14	4	0	5	5	7	0	10	3	19	16	11	12	9	8	0	139	175
5年生	9	3	2	16	30	0	5	6	3	0	3	7	1	0	0	0	7	1	6	5	8	0	0	52	82
6年生	1	5	1	8	15	0	0	1	2	1	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	6	0	0	15	30
4～6年生合計	17	17	11	36	81	0	21	21	9	1	8	12	9	0	10	3	30	17	17	17	23	8	0	206	287
在籍人数合計	61	75	47	56	239	33	57	69	48	59	46	46	31	62	70	40	71	52	47	48	35	22	8	844	1,083
定員 (H31.4.1時点)	50	50	47	42	189	34	54	70	55	60	38	38	60	60	70	40	70	50	50	50	45	60	40	944	1,133
平成30年5月1日 現在在籍人数	62	68	43	55	228	36	61	82	54	60	46	46	35	60	70	40	71	50	63	-	17	-	-	791	1,019
【備考】	私立2	私立0	私立4	私立4	私立10	私立1	私立1	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立4	私立20	私立12	私立14	私立13	私立6	私立2	私立1	私立74	私立84

令和元年度学級編制（児童・生徒数 / 学級数）

令和元年5月1日現在

[小学校]

学校名	学級数							児童数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
麴町小学校	3	3	3	3	3	3	18	101	80	83	81	90	93	528
九段小学校	3	2	3	2	2	2	14	96	71	83	80	67	53	450
番町小学校	2	2	2	2	2	2	12	67	61	66	73	68	70	405
富士見小学校	3	3	2	2	2	3	15	79	80	67	68	68	81	443
お茶の水小学校	2	2	2	2	1	2	11	52	37	49	41	37	48	264
千代田小学校	2	2	2	2	2	1	11	59	46	42	48	41	36	272
昌平小学校	2	1	1	2	2	2	10	47	33	39	48	44	44	255
和泉小学校	2	2	2	2	2	2	12	55	57	43	55	65	46	321
小計	19	17	17	17	16	17	103	556	465	472	494	480	471	2,938
千代田小学校（特別支援学級 知的障害）	3						3	8	4	2	2	2	1	19
小学校合計	-						106	564	469	474	496	482	472	2,957

※学級数合計の計は特別支援学級（固定級）を含む

[中学校・中等教育学校（前期課程）]

学校名	学級数				生徒数			
	1	2	3	計	1	2	3	計
麴町中学校	4	4	4	12	152	120	143	415
神田一橋中学校	3	2	2	7	87	59	67	213
小計	7	6	6	19	239	179	210	628
麴町中学校（特別支援学級 知的障害）	2			2	3	6	3	12
中学校合計	-			21	242	185	213	640
九段中等教育学校（前期課程）	4	4	4	12	160	159	158	477
中学校・中等教育学校（前期課程）合計	-			33	402	344	371	1,117

※学級数合計の計は特別支援学級（固定級）を含む

[通級指導学級・特別支援教室]

学校名	学級数							児童・生徒数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
千代田小学校（言語）	1						1	0	5	1	1	1	3	11
小学校特別支援教室（情緒）								16	28	19	30	18	16	127
中学校特別支援教室（情緒）								11	5	6				22
通級合計	1						1	27	38	26	31	19	19	160

※通級指導学級・特別支援教室の児童・生徒数は、在籍校の児童・生徒数に含まれている。

[中等教育学校]

学校名	学級数							生徒数						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
九段中等教育学校	4	4	4	4	4	4	24	160	159	158	150	152	144	923

令和2年度使用 教科用図書採択について

別添「令和2年度使用 千代田区立九段中等教育学校（後期課程）、特別支援学級（小・中）並びに小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択事務日程」のとおり、令和2年度使用 教科用図書採択事務を行う。

【資料1】 千代田区立小・中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱

【資料1-2】 千代田区立小・中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱  
に関する細目

【資料2】 千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

【資料3】 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

【資料4】 教科書採択における公正確保の徹底及び平成32年度使用教科書の採択事務処理に  
ついて（通知）

（平成31年4月16日付 31教指管第32号の写し）

【資料5】 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

（平成31年3月29日付 30文科初第1853号の写し）

【資料6】 「教科書採択における公正確保の徹底について（通知）」の一部訂正について

【資料7】 2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）

（平成31年3月29日付 30初教科第33号の写し）

【資料8】 小学校（平成30年度教科用図書検定結果）

【資料9】 令和2年度使用義務教育諸学校用教科書の採択方針について（通知）

（令和1年5月8日 31教指管第146号の写し）

【資料10】 教科書の採択方針について（答申）

【資料11】 令和2年度使用 小学校教科用図書採択に係る各会議議事内容

【資料12】 教科書展示会の実施について

【別添】 教科書選定委員名簿

平成32年（令和2年）度使用 千代田区立学校教科用図書採択事務日程

月	教育委員会事務局	小学校	中・中等教育学校 (前期課程)	特別支援学級 (小・中)	九段中等教育学校 (後期課程)	展示会
4月	4/23(火) 教育委員会報告 【平成32年度使用教科用図書の採択事務日程等】 ・小学校長会長に、選定委員等推薦依頼 ・教科書見本確認	4/12(金) 自主校長会(予告) 4月中旬(依頼) ・校長会長へ選定委員、調査委員推薦、各校研究会の実施依頼 ・見本本回覧(22日の週に届く予定)				
5月	・九段中等校長に、選定依頼 ・特別支援学級設置校長に、調査及び申請依頼 5/14(火) 教育委員会定例会(報告) 【平成32年度使用教科用図書の採択について】 ・各小学校に、見本本配付 第1回(5/7～) 番町・富士見・昌平・和泉 ⇒(5/13～) 麴町・九段・お茶・千代田 第2回(5/20～) 番町・富士見・昌平・和泉 ⇒(5/27～) 麴町・九段・お茶・千代田	【研究会(各校)】5/7(火)～31(金) 見本本回覧・調査研究 6/6(木)までに各校より調査委員長へ研究報告				5/8(水) 校長会 5/9(木) 部課長会 5/14(火) 教委報告 5月中旬に図書館HP 公表・広報ちよた掲載
6月		【選定委員会】6/4(火) 第1回(役所1500) 【調査委員会】 第1回6/14(金) 第2回6/24(月)15:30-各委員長校にて開催 ※都合がつかない場合は6/10(月)～24(月)の期間で調整実施。 6/27(木)までに調査結果を選定委員長へ報告		調査研究	選定委員会設置 要綱及び委員名簿提出 調査研究・選定	6/3(月) 会場設営・搬入 6/4(火)～28(金) 展示会 (於:千代田図書館)
7月	7/2(火) 第2回選定委員会 7/4(木) 部課長会 7/9(火) 教育委員会定例会 【小学校教科用図書選定委員会答申(報告)】 7/22(月) 教育懇談会(役所13:30～) 7/31(水) 臨時教育委員会【協議】秘密会	【選定委員会】7/2(火) 第2回選定委員会(役所13:30～) 7/9(火) 教委へ選定結果答申 7/22(月) 教育懇談会(役所13:30～)	7/9(火) 教育委員会 定例会	7/9(火) ・選定理由及び 結果報告(→事務局)	7/9(火) ・選定理由及び結果 報告(→事務局)	
8月	8/22(木) 部課長会 8/27(火) 教育委員会定例会【議決】 【小学校教科用図書の採択】【中学校教科用図書の採択】 【九段中等教育学校後期課程用教科用図書の採択】 【特別支援学級(小・中)教科用図書の採択】 8/30(金) 採択結果提出(→東京都)					

## 千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

17千教教指発第79号  
平成17年5月11日教育長決裁  
平成19年4月2日教育長決裁  
平成20年4月1日教育長決裁  
平成21年4月1日教育長決裁  
平成22年4月1日教育長決裁  
平成26年4月1日教育長決裁  
平成27年4月1日教育長決裁  
平成29年4月1日教育長決裁  
平成30年4月1日教育長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (採択の基本方針)

第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

## (採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

## (教科用図書選定委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。なお、検定年度に新たな図書の申請がなかった教科は、前回の検定合格図書から採択を行うことができる。その際は4年間の使用実績を踏まえ、前回の採択における調査研究内容を活用し、教育委員会による簡易採択も行えるものとする。この場合、基本的に選定委員会は設けない。

- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。  
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭から選定教科数に応じて必要数(2～10名程度)と、保護者代表2名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、選定委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
- 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

## (教科用図書調査委員会)

第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設ける。

- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された7（2）名ずつの委員及び選定委員会委員1名をもって構成する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
- 6 委員長は、調査委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
- 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

（教科用図書研究会）

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
  - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
  - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

（特別支援学級で使用する教科用図書の採択）

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

（審議の公正確保）

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

（確認書の提出）

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

（所管）

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

（委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則（17千教教指発第79号）

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則（19千教指発第337号）

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則（20千こ育指発第247号）

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

付則（21千こ育指発第184号）

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付則（２２千子指導発第２０８号）

１ この要綱は平成２２年４月１日から施行する。

付則（２６千子指導発第２６８号）

１ この要綱は平成２６年４月１日から施行する。

付則（２７千子指導発第１７２号）

１ この要綱は平成２７年４月１日から施行する。

付則（２９千子指導発第２２８号）

１ この要綱は平成２９年４月１日から施行する。

付則（３０千子指導発第６１号）

１ この要綱は平成３０年４月１日から施行する。

## 千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目

30千子指導発第159号  
平成30年5月1日指導課長決裁

- 1 この細目は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱第11条に基づき、教科用図書の調査研究に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 教科用図書選定委員会
  - (1) 委員の資格要件
    - ① 保護者代表については、麹町地区、神田地区PTAから各1名とする。
    - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと(過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等)。
  - (2) 選定委員会は、教科用図書調査委員会から報告された調査研究資料を、5に定める調査研究の観点に照らし検討し、調査内容に意見を付した答申書を作成し、教育委員会に答申する。なお、教育委員会にはすべての調査資料を提出する。
  - (3) 選定委員長は選定委員会を総理するため、教科用図書調査委員会には所属しないことができる。
- 3 教科用図書調査委員会
  - (1) 調査委員会は、①小学校、②中学校・中等教育学校(前期課程)のそれぞれについて、次のとおりとする。
    - ① 小学校  
国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育(保健)、道徳、英語
    - ② 中学校・中等教育学校(前期課程)  
国語・書写、社会(地理的分野・歴史的分野・公民的分野)・地図、数学、理科、音楽(一般・器楽合奏)、美術、保健体育、技術・家庭(技術分野・家庭分野)、英語、道徳
  - (2) 委員の資格要件
    - ① 教育研究の実績があること。
    - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと(過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等)。
  - (3) 調査委員会は、4に定める教科用図書研究会から提出された調査書(様式1)を参考に、5に定める調査研究の観点に従い研究整理し、調査一覧表(様式2)を作成し、選定委員会に報告する。なお、報告の際、調査書(様式1)及び調査一覧表(様式2)を提出する。
- 4 教科用図書研究会
  - (1) 各学校においては、教科用図書研究会を設置する。
  - (2) 研究会は、5に定める調査研究の観点に従い、すべての教科用図書について調査書(様式1)を作成し、各調査委員会に報告する。

## 5 調査研究の観点

調査研究は学習指導要領を基準に、次の観点を基本とし調査する。

- (1) 内容の選択  
教材の適切さ、資料のわかりやすさ、内容のおさえ方及び現代的課題への配慮など
- (2) 構成・分量  
系統性、関連性、発達段階、精粗の程度及び分量など
- (3) 表記・表現  
文字、語句、語法、記号、式、図形などの関連性及び明確さなど
- (4) 使用上の便宜  
資料や素材のわかりやすさ、的確さ、大きさ及び紙質など
- (5) 発展・補充教材の扱い  
発展・補充教材の内容、分量など
- (6) その他

## 6 報告様式の取扱い

- (1) 報告様式1：各校長 → 各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (2) 報告様式2：各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (3) 報告様式3：選定委員長 → 教育委員会

## 7 その他

- (1) 教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会のいずれについても、会議の過程は非公開とする。なお、採択終了後、調査報告等については公開するものとする。
- (2) 本細目に定める様式は別紙のとおりとする。
- (3) 教科書展示会については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、東京都教育委員会の依頼をもって実施する。実施に際しては次の点に留意する。
  - 採択関係者による調査研究は、展示会の他、採択地区に送付される教科用図書見本を活用する。
  - 採択に「保護者等の意見」を取り入れるなど、「開かれた採択」を推進するという教科用図書採択事務の改善に鑑み、アンケートを実施し、採択において参考資料とする。

平成 22 年 6 月 11 日  
千代田区教育委員会

## 千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

### 1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「附則第 9 条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

### 2 教科書の採択について

#### (1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

#### (2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

### 3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。

## 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

### 1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

### 2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

### 3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）。
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）の下学年用を使用する。
- (5) 学校教育法附則第9条図書（※）を使用する。
- (6) 学校教育法附則第9条図書以外を使用する。ただし、調査研究資料を参考に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書であること。

※ 東京都教科用図書選定審議会の答申に基づいて、東京都教育委員会が調査し、特別支援教育教科書として用いる観点から選定された図書（特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書）

### 4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間にも系統性にも配慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

## 5 教科用図書の選定及び採択について

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 校長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長  
中井 敬三  
(公印省略)

### 教科書採択における公正確保の徹底及び平成32年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

このことについて、文部科学省から、平成31年3月29日付30文科初第1853号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（以下「採択通知」という。）及び同日付30初教科第33号「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）」（以下「事務処理通知」という。）が、別添（写）のとおり送付されましたので、通知します。加えて、教科書発行者宛ての、同日付30文科初第1854号「教科書採択の公正確保について（通知）」（以下「発行者宛て通知」という。）が、参考送付されましたので、併せて送付します。

教科書採択における公正確保の徹底等につきまして、域内の学校をはじめとする各関係者に対して通知の趣旨を改めて周知していただき、より一層の公正確保を図っていただくよう格段の御配慮をお願いします。また、採択事務につきましては、下記の事項に留意して事務処理に遺漏のないようお願いします。

#### 記

## 1 教科書採択の公正確保

### (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任

- 教科書採択に直接の利害関係を有する者は選定審議会の委員とすることはできず、調査員等として選任することも不相当である。また、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではない。

このため、各教育委員会や学校で設置する選定委員会委員や教科書の調査研究を行う調査員については、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること（参照：採択通知1（1））。

- ※1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第32号初等中等教育局長通知）の「第一2. 留意事項」を参照すること。
- ※2 採択権者である教育委員会における扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項を参照すること。
- ※3 平成30年度に検定を経た教科書の編著作者及び編集協力者に関する情報、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報は、4月末を目途に文部科学省等から情報提供される予定である。別途連絡するので、参照すること。

## (2) 教科書見本の取扱い

- ・ 教科書発行者から各教育委員会等に送付される教科書見本の種類及び部数の上限は、毎年度文部科学省が教科書発行者に通知しており、それを超える送付、又は教師等採択関係者（以下「採択関係者」という。）に対する献本若しくは貸与は認められていない。教科書発行者に対して上限を超える送付、又は献本若しくは貸与を求めることのないよう十分注意すること。
- ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の送付があった場合に、採択権者から追加送付を求めることは差支えないが、教科書見本の送付は教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ・ 教科書見本と併せて又は個別に、教科書の内容解説資料など教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差支えないが、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなどの、不当な利益供与は禁止されているので注意すること。
- ・ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、平成31年度からは行われなため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本や貸与を求めることのないようにすること（平成30年10月20日事務連絡「採択期間終了後の教科書見本の提供廃止等について」で通知済み）。  
また、採択期間に送付された教科書見本を、採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。
- ・ 学校教育法第9条の一部改正により定められた「学習者用デジタル教科書」は、紙の教科書の内容と同一であるため、完全見本の提供や貸与を受けてはならない。
- ・ その他、特に留意すべき事項は、採択通知1（2）を参照すること。

## (3) 過大な宣伝活動等への対処

- ・ 各教育委員会においては、採択関係者が、文部科学省及び東京都の指導や「教科書発行者行動規範」（一般社団法人教科書協会）に違反する行為について、教科書発行者へ求めることのないようにするとともに、教科書発行者からそのような申出があった場合は明確に断るよう、周知徹底すること。
- ・ 教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかに所属する学校の校長に報告すべき旨を、全ての教師等に指導するとともに、学校から報告を受けた教育委員会にあっては、速やかに教育庁指導部管理課教科書担当に報告すること（採択通知1（3））。

## (4) 検定申請本の取扱いについて

- ・ 検定申請本の内容については厳格な情報管理が求められており、教科書採択を勧誘するための宣伝活動等に使用することは一切認められていない。この旨を全ての採択関係者へ周知徹底すること。
- ・ 平成30年度検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者は、検定期間中に検定申請本の内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するため、教科書採択に関与することのないよう留意すること（参照：本通知「1（1）※3」）。

## 【参考資料】

〈別紙1〉義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について(通知)（平成28年6月20日付28文科初第432号）

〈別紙2〉教科書発行者行動規範（改訂版）

## 2 平成32年度使用教科書の採択

### (1) 小学校用教科書

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書以外の図書（以下「附則9条本」という。）を使用する場合を除き、追って送付する「小学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから、全教科の教科書について、新たに採択を行う（参照：採択通知3（1）、事務処理通知1（1））。

検定結果については、文部科学省「【参考】小学校（平成30年度教科用図書検定結果）」を参照すること。

### (2) 中学校用教科書

「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たな採択を行うこととなるが、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、附則9条本を使用する場合を除き、追って送付する「中学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている、前回の平成26年度検定合格図書等のうちから採択を行う。

採択に当たっては、例年どおり採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要であるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも可能である（参照：採択通知3（2）、事務処理通知1（2））。

※ 平成26年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書は、[文部科学省ホームページ](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm)（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm)）に掲載されている。

※ 平成27年度教科書見本の時点からの変更箇所をまとめたものが、一般社団法人教科書協会から4月中に送付される予定である。別途連絡するので、参照すること。

### (3) 特別支援学校（小・中学部）用教科書

附則9条本を使用する場合を除き、追って送付する「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択を行う（参照：採択通知3（3））。

### (4) 高等学校用教科書

附則9条本を使用する場合を除き、追って送付する「高等学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択を行う（参照：採択通知3（5）、事務処理通知1（3））。

### (5) 附則9条本

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができる（参照：採択通知3（6））。

なお、特に注意すべき点については、事務処理通知1（4）を参照すること。

## 3 教科書見本の取扱い

### (1) 送付時期

教科書見本は、教科書発行者から、採択事務に支障がないよう速やかに送付されることとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされている（事務処理通知2（2））。

## (2) 留意事項

教科書見本の送付先と送付部数は、文部科学省から教科書発行者に対して指導がされているので、本通知1(2)のとおり、取扱いに十分注意すること。

## (3) 送付先と送付部数上限

教科書見本の送付先と送付部数限度は下記のとおりである(参照:発行者宛て通知(採択期間における教科書見本の取扱いについて))。

### ア 小学校用教科書

送付先	送付部数の上限
特別区・中核市の教育委員会	教育委員会用8部、採択地区用4部 計12部
その他の教育委員会(単独採択地区)	教育委員会用5部、採択地区用4部 計9部
その他の教育委員会(共同採択地区)	教育委員会用5部、構成市町村数+3部
教科書センター	各2部

※ 平成30年12月26日付30教指管第1062号「平成32年度使用小学校用教科書 採択用見本の送付部数等の調査について(依頼)」により、教育長及び教育委員の数が5人を超える場合(又は5人に満たない場合)の送付部数の増減希望があった教育委員会等については、一般社団法人教科書協会宛てに、希望内容を提出済である。

※ 上記送付部数は、教科書発行者から採択権者等に送付することができる上限であり、教科書見本の送付は教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。

### イ 中学校用教科書

#### ・特別の教科 道徳

平成31年度においては、法令に基づいて前年度と同一の教科書を採択することとなるため、教科書見本は送付されない。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和39年文部省令第2号)第6条各号に掲げる場合には、採択権者から希望があれば、上記(3)アの取扱いに準じて送付可能である。

#### ・「特別の教科 道徳」以外

平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、教科書見本は送付されない。採択権者が保管している教科書見本又は現行の供給本によって対応すること。

※ 平成30年10月11日付30教指管第797号「平成32年度使用中学校用教科書見本の送付希望の提出について(通知)」及び平成30年12月19日付事務連絡「平成32年度使用中学校用教科書の見本申請内容の確認について」により、教科書見本の紛失・棄損等の理由により送付希望があった教育委員会等については、一般社団法人教科書協会宛てに、希望内容を提出済である。

### ウ 中等教育学校(後期課程)用教科書

平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、教科書見本は送付されない。採択権

者が保管している教科書見本又は現行の供給本によって対応すること。

・平成29年度以前に検定を経た教科書について

平成30年度以前に教科書見本が送付されていない場合には、以下のとおり送付可能であるが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためである。既に有償で販売されている教科書であり、利益供与との疑念を生じさせないよう、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として送付を求めるとのしないよう注意すること。

また、送付された教科書については、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において適切な保管・管理を行うこと。

送付先	送付部数の上限
高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） （中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）	原則各1部

#### 4 東京都教育委員会における平成31年度調査研究に関する日程（予定）

小学校については平成32年度から新しい学習指導要領が実施されることから、小学校用教科書全教科について調査研究を行うとともに、新学習指導要領を指導するのに適した附則9条本の候補図書についても調査研究を行う。このため、従来よりも調査研究資料作成に時間を要する見込みである。

##### 【調査研究に関する日程（予定）】

時期（予定）	小学校用教科書	附則9条本
4月～末日	教科書見本受領	候補図書納品
5月	調査研究開始	調査研究開始
6月	調査研究資料の作成開始	調査研究資料の作成開始
下旬	東京都教科用図書選定審議会①	
～末頃	教育委員会（審議会①の報告） 教科書調査研究資料の冊子の発送開始 東京都教育委員会HPにPDF版を掲載	
7月 初旬	東京都教科用図書選定審議会②	
中旬		教育委員会（審議会②の報告） 調査研究資料の冊子の発送開始 東京都教育委員会HPにPDF版を掲載

#### 5 今後の検定・採択周期について

中学校については平成33年度から、高等学校については平成34年度から新しい学習指導要領が実施される予定となっている。平成32年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択の周期についての文部科学省通知（事務処理通知）の「【別記】検定・採択の周期」を参照すること。

#### 6 教科書展示会について

東京都では、各教科書センターにおいて法定展示会を行う。

また、法定展示会に先立ち、特別展示会を10日間行う予定である。教科書法定展示会の開始の時期及び期間は、6月14日から14日間である（閉館日を除く。）。

教科書センターの設置場所等詳細については別途周知する。

## 7 需要数の報告について

需要数報告期限後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせるので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること（事務処理通知4（1）（3））。

<連絡先>

東京都教育庁指導部管理課 教科書担当 二木

電話：03-5320-6834

FAX：03-5388-1733

30文科初第1853号  
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
永山賀久

(印影印刷)

### 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、平成30年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、平成31（2019）年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

## 記

### 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

#### (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。)第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。)第 9 条第 2 項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成 28 年 6 月 20 日付け 28 文科初第 432 号初等中等教育局長通知)の「第一 2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 14 条第 6 項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4 月末を目途に、平成 30 年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

## （２）教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（平成 31（2019）年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1854 号初等中等教育局長通知）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

- このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ・ 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
- ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。  
ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、平成 31（2019）年度からは行われなため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、2019 年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

### （3）過大な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げる

ものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

#### (4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。
- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成30年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

#### (5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住

民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、

- ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
- ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
- ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること

等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

## （6）文部科学省への情報提供について

- 本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### （1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定された

りするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないように、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

## (2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

### (3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までにを行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

### (4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

## (5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第 15 条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

## (6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
  - ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
  - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- ②カラーユニバーサルデザインに関する取組
  - ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
  - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付

ける。

③レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

3. 平成 31 (2019) 年度の教科書採択における留意事項について

平成 31 (2019) 年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小学校用教科書について

- 平成 31 (2019) 年度においては、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 39 号）による改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「改正学校教育法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する小学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

- 平成 31 (2019) 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

①小学部

- 平成 31 (2019) 年度においては、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

②中学部

- 平成 31 (2019) 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第 6 条の規定による採択について

- 上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合には、平成 30 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することがで

きること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

平成 31 (2019) 年度においては、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録 (2020 年度 (新元号 2 年度) 使用) に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(6) 改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、改正学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により、教科書目録に掲載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

平成 31 (2019) 年度においては、中学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

**【参考】教科書検定の申請受付**

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shins  
ei.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shins<br/>ei.htm)

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

## 教科書

事務連絡  
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教科書関係事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く国立大学法人の長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課

「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」の一部訂正について

平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」（30文科初第1853号）において、表記の誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

## 記

## 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

## (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

訂正前：○ このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。  
また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成29年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

訂正後：○ このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴



は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成30年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

#### （4）検定申請本の取扱いについて

訂正前：○ 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成29年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

訂正後：○ 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成30年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

以上

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

指導部

581

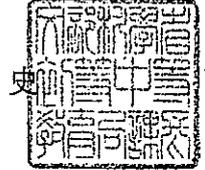
資料7

教科書

30初教科第33号  
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長  
森友浩



(印影印刷)

2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成31年3月29日付け30文科初第1853号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。



【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

## 記

### 1 採択に当たっての留意事項について

#### (1) 小学校用教科書の採択について

全ての教科書について新たに採択を行うこと。

#### (2) 中学校用教科書の採択について

「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、平成 30 年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成 26 年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成 26 年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成 27 年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して 4 月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 27 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

#### (3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）」の第 1 部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

#### (4) 学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律 39 号）による改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「改正学校教育法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 児童生徒の障害の種類・程度，能力・特性に最もふさわしい内容（文字，表現，挿絵，取り扱う題材等）の図書が適切であること。
  - (イ) 可能な限り体系的に編集されており，教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書，図鑑類，問題集等の図書は適切ではない。）。
  - (ウ) 上学年で使用する図書や，採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
  - (エ) 価格については，前年度の実績を考慮するなどし，高額なものに偏ることのないようにすること。
  - (オ) 別途送付している「平成 32 年度（新元号 2 年度）用一般図書一覧」（平成 31 年 3 月 1 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ，それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。
- ③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて，全分冊の一括供給が困難である場合においては，年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され，以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。  
なお，分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書，点字教科書については，教科書と同様に分冊本を採択できるが，その供給については，教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。
- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には，採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類，発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で，平成 31（2019）年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。  
なお，2020 年度（新元号 2 年度）用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後，改めて文部科学省から当該発行者に対し，供給が可能かどうか確認をすることになるため，その結果，絶版や在庫不足等の理由により，発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

## 2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1854 号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては，採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第，4 月末日（教科書センターについては 5 月末日）までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については，各高等学校にも送付できることとしているが，翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう，各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

### 3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、例年どおり、6月10日以降の最初の金曜日である6月14日から14日間（法定展示期間）開催すること（平成31年文部科学省告示第41号）。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。  
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、改正学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

### 4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。

- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。  
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

## 5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。  
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

## 6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規

定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

#### 7 小学校・中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については2020年度（新元号2年度）から、中学校については2021年度（新元号3年度）から、高等学校については2022年度（新元号4年度）から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、2020年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

学校種別等区分		年度（西暦）										
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	
小学校	検定	◎			◆	◎	◎					◎
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎				◎	◎		
		採択				△				△	△	
		使用開始	○								○	○
	主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
		採択	△				△				△	△
		使用開始		○				○				○
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	◎
		採択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

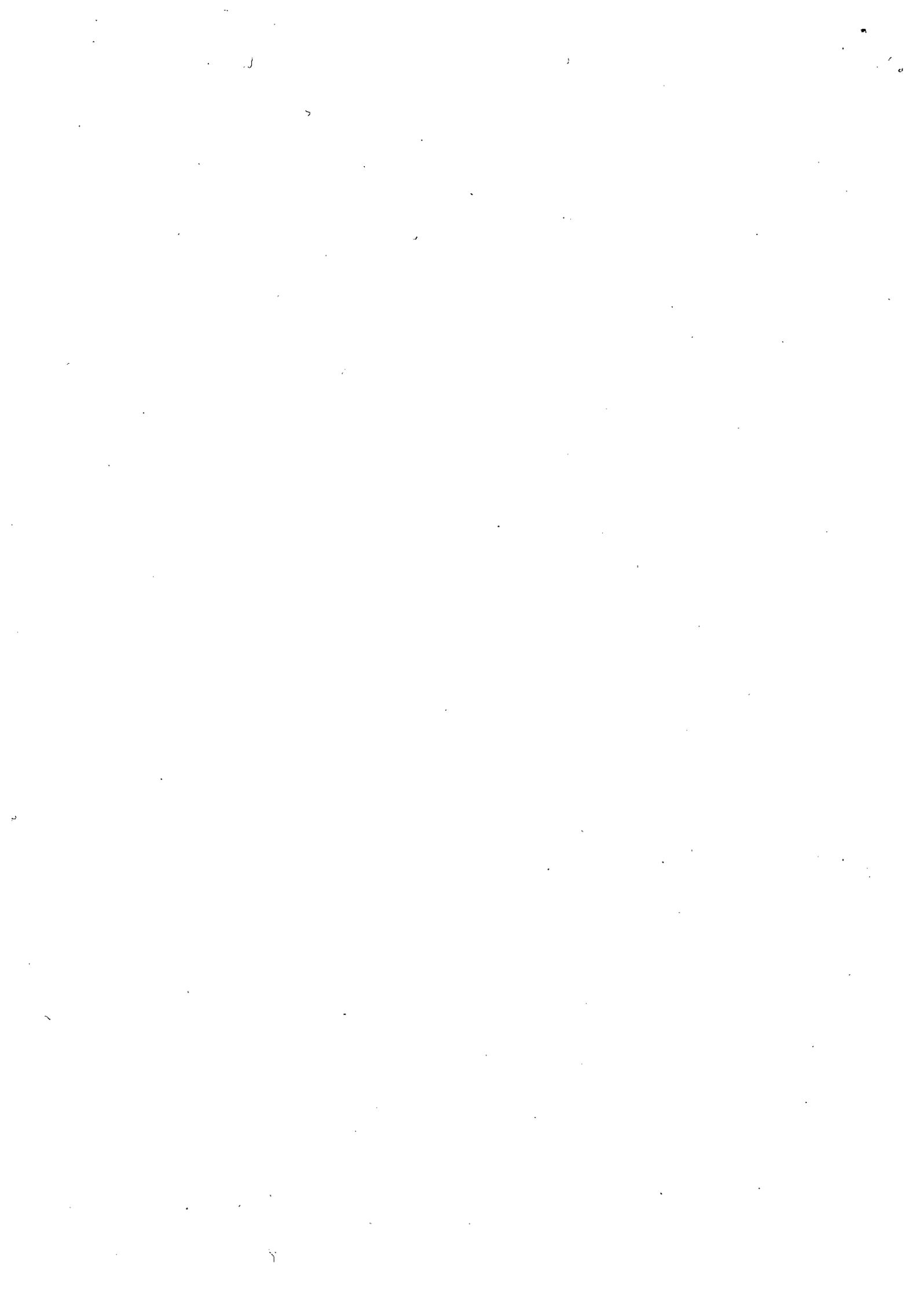
▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。



小学校（平成30年度教科用図書検定結果）

資料8

教科	受理種目	会社名
国語	国語	東書、学図、教出、光村
	書写	東書、学図、教出、光村、日文
社会	社会	東書、教出、日文
	地図	東書、帝国
算数	算数	東書、大日本、学図、教出、啓林館、日文
理科	理科	東書、大日本、学図、教出、信教、啓林館
生活	生活	東書、大日本、学図、教出、信教、光村、啓林館、日文
音楽	音楽	教出、教芸
図画工作	図画工作	開隆堂、日文
家庭	家庭	東書、開隆堂
体育	保健	東書、大日本、文教社、光文、学研
外国語	英語	東書、開隆堂、学図、三省堂、教出、光村、啓林館
道徳	道徳	東書、学図、教出、光村、日文、光文、学研、廣あかつき

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長  
中井敬三  
(公印省略)

### 令和2年度使用義務教育諸学校用教科書の採択方針について（通知）

東京都教育委員会は、平成31年4月15日に開催した東京都教科用図書選定審議会（第1回）において、「教科書の採択方針」について諮問し、別紙（写し）のとおり答申を得ました。

つきましては、令和2年度使用義務教育諸学校用教科書の採択に当たっては、下記について特段の御留意をいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 教科書採択に当たっての留意事項について

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

<担当>

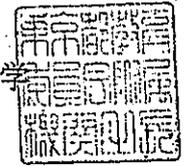
東京都教育庁指導部管理課（教科書担当） 二木  
電話：03-5320-6834 FAX:03-5388-1733



平成31年4月15日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会  
会長 杉野 学



教科書の採択方針について（答申）

平成31年4月15日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、平成32年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の指針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

## (2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

## (3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

### ア 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

### イ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

## (4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、平成31年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

## 令和2年度使用 教科用図書 採択に係る各会議議事内容

**1 教育委員会**

- (1) 展示会の実施について
- (2) 要綱、細目、事務日程、選定作業案等（決定）
- (3) 調査委員長報告、選定委員会答申、調査委員長・選定委員長への質問
- (4) 協議
- (5) 採択

**2 選定委員会****(1) 第1回**

- ① 委嘱状伝達・諮問
- ② 委員長及び副委員長の選出
- ③ 「千代田区立小・中・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱」説明
- ④ 「千代田区立小・中・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目」説明
- ⑤ 事務日程について
- ⑥ 教科用図書調査委員会の設置について
- ⑦ 教科用図書研究会の設置について
- ⑧ 採択の公正確保について
- ⑨ その他 ＊確認書の受理 他

**(2) 第2回**

- ① 各教科調査委員長報告
- ② 協議
- ③ 調査研究資料（様式3）の作成、答申書の作成  
→ 教育委員会への報告（様式1、様式2、様式3提出）【選定委員長、各教科調査委員長】

**3 調査委員会**

- ① 調査方法・報告について
- ② 教科用図書研究会調査資料（様式1）の整理
- ③ 調査
- ④ 協議
- ⑤ 調査教科書一覧表（様式2）の作成、調査研究資料（様式3）の素案作成
- ⑥ その他 ＊確認書の提出 他  
→ 選定委員会（第2回）への報告（様式1、様式2提出）【各調査委員長】

**4 研究会（各校）（例）**

- ① 調査方法・報告について【全体会】
- ② 調査、教科用図書研究会調査資料（様式1）の作成【各教科部会】
- ③ 各教科部会の報告・協議【全体会】
- ④ 校長決裁  
→ 調査委員長への報告（様式1提出）【校長】

## 教科書展示会の実施について

## 1 目的

保護者等区民に教科書を公開することにより、教育内容への一層の関心と理解を深めることを目的とする。

## 2 内容

教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、法定展示会を14日間開催する。また、本年度は中学校用「特別の教科 道徳」の教科書採択があるため、都からの通知に基づき、法定展示会に加え10日間の特別展示会も開催する。

## 3 展示期間

令和元年6月4日（火）から6月28日（金）までの24日間

※会場（千代田図書館）の休館日である6月23日（日）を除く。

(1) 法定展示会： 6月14日（金）～6月28日（金）

(2) 特別展示会： 6月4日（火）～6月13日（木）

## 4 展示時間

千代田図書館の開館時間と同じ

・月～金 午前10時から午後10時まで

・土 午前10時から午後7時まで

・日・最終日 午前10時から午後5時まで

## 5 展示教科書

「小学校」「中学校・中等教育学校前期課程」「中等教育学校後期課程」の3つの区分で、各教科の教科書を展示する。

## 6 展示会場

千代田図書館 第3研修室（区役所9階）

別添

令和2年度使用教科用図書採択事務に伴う教科用図書選定委員名簿

委員長 千代田区立和泉小学校 校長 渡辺 裕之  
副委員長 千代田区立昌平小学校 校長 清水 明

種 目	所 属	職 名	氏 名
国語・書写	千代田区立 和泉 小学校	校長	渡辺 裕之
社会・地図	千代田区立お茶の水小学校	校長	太田 耕司
算数	千代田区立お茶の水小学校	副校長	岩淵 和行
理科	千代田区立 九段 小学校	校長	中村 裕子
生活	千代田区立 麴町 小学校	副校長	井田 孝
音楽	千代田区立 千代田小学校	校長	渡邊 光一
図画工作	千代田区立 和泉 小学校	副校長	丸山 文生
家庭	千代田区立 麴町 小学校	校長	額賀 聡
保健	千代田区立 番町 小学校	校長	浅岡 寿郎
外国語	千代田区立 富士見小学校	校長	霜田 浩明
特別の教科 道徳	千代田区立 昌平 小学校	校長	清水 明
学識経験者	専修大学	特任教授	神山 安弘
学識経験者	大妻女子大学	教授	矢野 博之
保護者代表	千代田区立 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
保護者代表	千代田区立 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
2019年5月14日  
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所	備考
5	14	火	10:15~ 15:00~ 18:30~ 11:00~	千代田区子育て支援員研修開講式 孀恋自然体験教室②(九段小・お茶の水小 ~15日) 親子体操(年間8回) 教育委員会定例会 ◎ 青少年委員会第2回定例会 よちよちタイム(親子体操)	あい・ぼーと麴町 群馬県孀恋村 西神田児童センター 区役所(教育委員会室) 401会議室 西神田児童センター	教育委員出席
5	15	水	10:45~ 14:00~	よちよちタイム「ベビー体操」 あい・ぼーと麴町	神田児童館 おやこdeえいご	
5	16	木	10:45~ 11:00~ 10:00~	孀恋自然体験教室③(麴町小・番町小・千代田小 ~17日) なかよしタイム(親子リトミック) 幼児クラブ 春の合同遠足 ノーバディーズパーフェクト	群馬県孀恋村 四番町児童館 北の丸公園 西神田児童センター	
5	17	金	8:30~ 10:30~ 10:45~ 13:00~ 14:00~	体育祭 子育てサポート利用会員登録説明会 離乳食講座 ママ&ベビーヨガ ヘッドマッサージ	九段中等教育学校 あい・ぼーと麴町(児童・家庭支援センター) 四番町児童館 一番町児童館 あい・ぼーと麴町	
5	18	土	14:00~ 15:00~	科学教育センター開講式 小さなお茶会	大妻女子大学 西神田児童センター	
5	19	日	9:00~	日曜開放	一番町児童館	
5	20	月	10:00~	親子ヨガ 千代田区子育て支援員研修	あい・ぼーと麴町 あい・ぼーと麴町	
5	21	火	10:00~ 11:00~	箱根移動教室①(番町小・昌平小 ~23日) ベビママの会 よちよちタイム(ベビーマッサージ)	神奈川県箱根町 四番町児童館 西神田児童センター	
5	22	水	10:45~ 10:45~ 11:00~ 14:00~	よちよちタイム(ベビーマッサージ) よちよちタイム「あかちゃんのためのフチ読み聞かせ講座」 よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス)	四番町児童館 神田児童館 あい・ぼーと麴町 あい・ぼーと麴町	
5	23	木	10:00~ 10:00~	ふれあい体操 ノーバディーズパーフェクト 箱根移動教室①(番町小・昌平小 ~23日)	あい・ぼーと麴町 西神田児童センター 神奈川県箱根町	
5	24	金				
5	25	土	14:00~ 18:30~	パネルシアター公演 天体観望会②	西神田児童センター 九段中等教育学校	
5	26	日	9:00~	日曜開放	神田児童館	

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
2019年5月14日  
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所	備考
5	27	月	10:00～ 11:00～	リトミック(2クラス) なかよしタイム(親子リトミック) 千代田区子育て支援員研修	あい・ぽーと麹町 西神田児童センター あい・ぽーと麹町	
5	28	火	10:00～ 10:30～	箱根移動教室③(麹町小・千代田小 ～30日) ベビママの会 ベビーダンス講習会	神奈川県箱根町 四番町児童館 西神田児童センター	
5	29	水	10:45～ 14:00～ 15:00～ 10:00～	よちよちタイム(親子リズム) あい・ぽーと麹町 教育委員会定例会 ◎ 親子ヨガ	四番町児童館 おやこdeえいご 区役所(教育委員会室) 西神田児童センター	
5	30	木	10:00～	箱根移動教室④(富士見小・和泉小 ～6月1日) ノーバディーズパーフェクト	神奈川県箱根町 西神田児童センター	
5	31	金		特別支援学級宿泊行事(麹町中 ～6月1日)	東京都八王子市	
6	1	土				
6	2	日				
6	3	月	10:00～ 10:30～	リトミック(2クラス) リラックスヨガ①第1回(全6回) 千代田区子育て支援員研修	あい・ぽーと麹町 神田児童館 あい・ぽーと麹町	
6	4	火	10:15～ 11:00～	親子体操 よちよちタイム(親子体操)	西神田児童センター 西神田児童センター	
6	5	水	14:00～ 8:30～	あい・ぽーと麹町 小学校陸上記録会	おやこdeえいご 外濠公園グラウンド	
6	6	木	10:00～ 14:00～ 10:00～ 10:00～	校園長会 学校保健会総会 ノーバディーズパーフェクト ふれあい体操	教育委員会室 カスケードホール 西神田児童センター あい・ぽーと麹町	区長・教育長・区議会議員
6	7	金				
6	8	土	15:00～	小さなお茶会 千代田区子育て支援員研修	西神田児童センター あい・ぽーと麹町	
6	9	日	9:00～ 7:30～	日曜開放 第1回ひがた探検隊	一番町児童館 木更津盤洲干潟	
6	10	月	10:00～ 10:30～	親子ヨガ リラックスヨガ①第2回(全6回) 千代田区子育て支援員研修	あい・ぽーと麹町 神田児童館 あい・ぽーと麹町	
6	11	火	11:00～ 15:00～ 18:30～	ベビーマッサージ 教育委員会定例会 ◎ 青少年委員会第3回定例会	富士見わんぱくひろば 区役所(教育委員会室) 401会議室	教育委員出席

「広報千代田」  
5月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）19件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども総務課	至大荘「親子の臨海体験」	九段中等教育学校の夏季臨海施設「至大荘」で、天体観測や地層の観察、海水から塩を作る実験などを2泊3日で行う	8月①8日(木)～②10日(土)～③12日(月・休)～	至大荘(千葉県勝浦市)	公益社団法人九段事務局
2	子育て推進課	私立認可保育所開設のお知らせ	平成32(令和2)年4月開所予定の認可保育所の概要のご案内			
3	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	6月14日(金)10時30分～11時30分	あいぼーと麴町2階にじ(三番町7)	NPO法人あいぼーとステーション
4	児童・家庭支援センター	1・2歳児親子体操クラブ第1期	発達に応じた運動遊びを親子で楽しむ①1歳半～2歳児クラス②1歳～1歳半クラス	6月13日(木)・20日(木)・27日(木)(全3回)	神田児童館 遊戯室	
5	児童・家庭支援センター	ベビーダンス講座	赤ちゃんを抱っこしながらダンスに参加	6月15日(土)10時30分～11時30分	一番町児童館	
6	児童・家庭支援センター	親と子の絆プログラム ベビママの会	赤ちゃんとお母さんが参加できる初めての交流会	6月21日(金)・28日(金)10時～12時	グローバルキッズ飯田橋学童クラブ	
7	子ども施設課	区民宿泊施設 メレーズ軽井沢利用案内	繁忙期(8月のお盆)の予約申し込みの概要と、通常期の申し込み方法の案内	6月1日(土)～6月8日(土)	メレーズ軽井沢	
8	指導課	教科書展示会を開催します	小学校・中学校・中等教育学校の教科書の展示会を開催	6月3日(月)～28日(金)	千代田図書館第3研修室	
9	文化振興課	区内在住の方へ国立演芸場のチケットを販売	国立演芸場「7月上席落語芸術協会仕打ち昇進披露公演」のチケットを特別価格で販売	7月4日(木)	国立演芸場	
10	文化振興課	日比谷図書文化館図書フロア企画展示「豊かな暮らし」	「満ち足りた暮らし」を探す図書展示	～6月14日(金)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館

「広報千代田」  
5月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）19件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
11 文化振興課	四番町図書館ラウンジセミナー「パパのための読み聞かせ講座」	絵本の読み聞かせに興味のあるお父さん、おじいちゃんのための読み聞かせ講座	6月8日(土)14時～15時	四番町図書館	四番町図書館
12 文化振興課	千代田図書館企画展示「おとなのハマる!! こどもの新書」	著名人のお薦め新書を紹介するとともに、関連書籍も展示	5月27日(月)～8月24日(土)	千代田図書館	千代田図書館
13 文化振興課	第14回ちよだジュニア文学賞の作品募集	第14回ちよだジュニア文学賞の作品募集	9月6日(金)必着		
14 文化振興課	区内在住の方へ国立演芸場のチケットを販売	国立演芸場「7月上席落語芸術協会仕打ち昇進披露公演」のチケットを特別価格で販売	7月4日(木)	国立演芸場	
15 生涯学習・スポーツ課	ラージボール卓球大会	区内在住・在勤者、千代田区卓球連盟登録者を対象に、卓球大会を開催する	6月30日(日)9時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
16 生涯学習・スポーツ課	はじめてのキック&パンチ～ストレス解消! 脂肪燃焼!～	中学生を除く15歳以上の方を対象に、キック&パンチ教室を開催する	7月3日～7月24日の毎週水曜日(全4回)10時～11時	スポーツセンター	スポーツセンター
17 生涯学習・スポーツ課	キッズダンスⅡ(幼児・小学生クラス)	4歳以上の未就学児、または小学生を対象に、ダンス教室を開催する①幼児クラス②小学生クラス	6月18日～8月13日の毎週火曜日(7/16を除く全8回)①15時～16時②16時15分～17時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
18 生涯学習・スポーツ課	TOKYOウォーク2019(にせんじゅうきゅう)	東京都主催のウォーキング大会の開催を周知する	6月8日(土)9時～16時	新宿中央公園	TOKYOウォーク2019大会事務局(東京都)
19 生涯学習・スポーツ課	8月のスポーツ施設の利用申込み抽選(スポーツセンターのみ9月分)	スポーツ施設の8月分利用申込み・抽選日等を案内する。(スポーツセンターのみ9月分)			

## 令和元年度千代田区学校保健会総会

- 趣 旨 学校保健会会則第13条により、会の最高議決機関として年1回開催する。
- 主 催 千代田区学校保健会
- 日 時 令和元年6月6日（木）午後2時～午後4時（開場午後1時30分）
- 会 場 千代田区いきいきプラザ一番町「カスケードホール」
- 参加者 約190名  
(1) 保護者  
(2) 学校（園）医  
(3) 学校（園）薬剤師  
(4) 幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校教職員
- 来 賓 (1) 区長  
(2) 区議会議員  
(3) 教育長・教育委員  
(4) 医師会長・歯科医師会長・薬剤師会長
- 次 第 (司会) 千代田区学校保健会副会長  
14:00 開会のことば 千代田区学校保健会副会長  
挨拶 千代田区学校保健会会長代理  
来賓祝辞 千代田区長  
千代田区議会議長
- (来賓紹介)
- 14:20 議 事 議長選出  
事業・決算報告  
監査報告  
事業計画(案)・予算(案)  
役員選出(案)  
新会長挨拶
- 14:40 講 演 テーマ「生活リズムが子どもたちの潜在能力を伸ばす」  
瀬川記念小児神経学クリニック 理事長 星野恭子氏
- 15:55 閉会のことば 千代田区学校保健会副会長